

築地地区まちづくり事業審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 築地地区まちづくり事業（以下「本事業」という。）の推進に当たり、事業者の募集及び事業者提案の選定に関する事項を専門的かつ客観的に審査するため、外部有識者で構成する築地地区まちづくり事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- 一 事業者募集要項及び審査基準に関する事項
- 二 事業応募者から提出される事業者提案に関する事項
- 三 その他事業者の募集及び選定に関し必要な事項
- 四 事業者募集要項に基づく計画変更に関する事項

(組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる各分野の学識経験者の中から東京都都市整備局長が委嘱する委員9人をもって組織する。

- 一 まちづくり 1人
- 二 交通 1人
- 三 環境・ランドスケープ 1人
- 四 デザイン 1人
- 五 にぎわい 1人
- 六 文化 1人
- 七 法務 1人
- 八 財務 1人
- 九 不動産評価 1人

- 2 委員の任期は、原則として本事業の基本協定締結に関する審議が終了した時点までとする。ただし、募集要項に基づく計画変更に関わる審議が必要な場合は、その都度、委嘱の上、開催する。
- 3 委員に欠員を生じ、審査委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し、補充する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ

指定する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させることができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、自らの関係する法人及び当該法人を含むグループの提案審査に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 審査委員会の会議は、原則として非公開とする。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課（以下「事業所管課」という。）が行う。

2 事業所管課が委託契約したアドバイザー等は、事務局の一員として審査委員会を補助することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会の議を経て委員長が決定する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。